

船橋市建設工事等の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、船橋市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の承継に係る事務取扱事項を定める。

(資格の承継を承認する場合)

- 2 資格の承継は、資格に係わる営業の業種（以下「資格業種」という。）の一切が資格を承継する会社に移転したと認められる場合に承認することとし、資格の承継を承認する場合は、次の場合とする。
 - (1) 資格を有する会社が、資格業種を、資格を承継する会社に譲渡する場合。
 - (2) 資格を有する会社が、吸収合併または新設合併により、資格業種を、資格を承継する会社に引き継ぐ場合。
 - (3) 資格を有する会社が、吸収分割または新設分割により、資格業種を、資格を承継する会社に引き継ぐ場合。
 - (4) その他上記各号に類する場合で、資格業種の一切が移転したと認められる場合。なお、個人の営業については、(1)の規定を準用する。

(資格の消滅)

- 3 資格を承継する会社が資格を有しない場合、資格の承継を承認した時点で資格を有する会社の資格は消滅する。ただし、資格を承継する会社が資格を承継する前に資格を有している場合は、この限りではない。

(業種の追加)

- 4 有資格者である合併存続会社、有資格者である譲受業者又は有資格者である分割承継会社が、既に有している資格業種に加えて、合併により解散した会社、譲り受けた営業に係る譲渡業者又は承継した営業に係る分割会社の有していた他の資格業種の審査を申請する場合において行うことができるものとする。

(有資格者名簿上の取扱い)

- 5 資格の承継の承認を得た者については、有資格者名簿に所要の変更を行う。
なお、点数による格付けのある者については、格付けの再審査を行うことができるものとする。

(申請・通知)

- 6 資格を承継する者は、別表の書類を添えて、申請するものとする。
船橋市は、資格の承継を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成13年1月1日決定の入札参加の承継に係る事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別 表

<div style="text-align: center;">区 分</div> <div style="text-align: center;">書 類</div>	営 業 譲 渡	吸 収 ・ 新 設 合 併	吸 収 ・ 新 設 分 割	備 考
入札参加資格承継審査申請書	○	○	○	
営業譲渡契約書の写し	○			
合併契約書の写し		○		
分割契約書の写し（吸収分割）			○	
分割計画書の写し（新設分割）			○	
承継に関わるすべての会社の総会等議事録等の写し	○	○	○	
承継する会社の変更後の定款の写し	○	○	○	
公正取引委員会届出受理書の写し	○	○	○	
技術職員数を記載した書面	○	○	○	
承継を希望する業務に関する許可（登録）証明書	○	○	○	
承継する会社の商業登記簿謄本の写し	○	○	○	
承継する会社の印鑑証明書（原本）	○	○	○	
許可（登録）取消通知書の写し又は廃業届（官公庁の受理印があるもの）の写し、承継にかかる営業を廃止したことを証するもの	○	○	○	
承継後の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（工事業者のみ提出）	○	○	○	

第 号
年 月 日

入札参加資格承継審査結果通知書

様

船橋市長 印

入札参加資格の承継について下記のとおり承認します。

記

登録業種 工事 (年度) 設計 (年度)
 物品 (年度) 委託 (年度)

項目 \ 区分	資格を有する会社	資格を承継する会社
商号 又は 名称		
所 在 地		
代 表 者		
特 記 事 項		

【問い合わせ】

船橋市企画財政部契約課

電 話 0 4 7 - 4 3 6 - 2 1 8 2 (工事契約係) ・ 2 1 7 7 (物品契約係)

F A X 0 4 7 - 4 3 6 - 2 1 8 4